

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

お知らせ

国民年金第1号被保険者(自営業、学生、無職など)が出産した場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものと、老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、将来受け取れる年金額が多くなるため、届け出をしてください。

対象者 国民年金第1号被保険者(自営業、学生、無職など)で平成31年2月1日以降に出産した方

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含む。)
- すでに該当期間分の保険料を納付している場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。
- 免除対象期間[色の付いた部分が免除対象]

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単児の方			出産予定月※			
多胎の方			出産予定月※			

※ 届け出が出産後の場合は、「出産月」を基準とします

届出時期 出産予定日の6か月前から届け出が可能です。
出産後の届け出はいつでも可能です。



届け出をしないと免除になりません！

マイナポータルから電子申請も可能です



届出・お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
※お問い合わせの際は、お手元に基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご用意ください。
町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

小型特殊自動車(農耕作業用など)の登録はお済みですか？

お知らせ

トラクター、コンバイン、田植機などで乗用可能なものは、小型特殊自動車に区分され、ナンバー登録が法律によって義務付けられています。(個人以外の集落や農業法人も対象)

もし、登録していない車両があった場合や、譲渡・廃車に伴う手続きをしていない場合は、各種手続きをお願いします。

申請に必要なもの

- 申請書(税務課・各地域振興局にあります)
- 届出者の本人確認書類
- 登録する車両の車名・型式・車台番号(製造番号)が分かるもの



お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

○休日在宅当番医

月 日	医院名	電話番号
8月 17(日)	くぼかわ病院	☎22-1111
24(日)		
31(日)		
9月 7(日)		

❗ 休日水道修理当番は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。
大正 地域振興課 ☎27-0111
十和 地域振興課 ☎28-5111

○休日水道修理当番

月 日	業者名	電話番号
16(土)	岩本商店	☎22-2716
17(日)	日化住宅機器	☎22-0407
8月 23(土)	宮脇水道	☎22-1581
24(日)	高橋設備	☎22-0662
30(土)	桑原水道	☎22-1163
31(日)	横山水道設備	☎22-3608
9月 6(土)	岩本商店	☎22-2716
7(日)	日化住宅機器	☎22-0407



○無料相談 (秘密厳守です。)

1日行政相談 【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

月 日	時 間	地 域	場 所	電話番号
9月 9(火)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111

令和7年度 入札結果(令和7年6月実施分)について

入札結果は、町ホームページにて確認することができます。
また、右の二次元コードから読み込むことも可能です。



「児童扶養手当現況届」の提出をお忘れなく

お知らせ

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。この届け出により、11月分以降の受給資格や手当額について審査を行います。受給資格者本人に通知しますので、ご本人が下記の担当窓口まで提出をお願いします。
※ 現況届が未提出の場合、手当の支給が差し止めとなりますので必ず提出してください。

- 受付期間** 8月1日(金)~8月29日(金)
8:30~17:15まで(12:00~13:00までを除く)
- 提出書類** 受給者の状況などにより異なりますので、通知文書をご確認ください。
- 時 効** 現況届を未提出のまま2年を経過すると、時効が発生し『受給資格喪失』となりますのでご承知おきください。



※ 令和7年度(令和6年中)の所得が未申告の方は、必ず所得申告を済ませてから提出してください。
※ 「児童扶養手当」とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

提出・お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112